

モバイル接続サービス

利 用 規 約

2020.6.1

一般社団法人 日本 ICT スクール協会

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

一般社団法人 日本 ICT スクール協会（以下、「当社」といいます）は、モバイル接続サービス利用規約（以下、「本利用規約」といいます）を遵守することを条件として、利用契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、本利用規約に基づき、モバイル接続サービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

2. 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、この利用規約により本サービスを提供します。

3. 契約者は本利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 本利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

3 当社は、業務上必要なときは、本利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第3条 (用語の定義)

本利用規約で用いられる用語の定義は、別紙1（モバイル接続サービス利用規約用語定義）のとおりとします。

第4条 (本サービスの提供条件)

本サービスは、携帯電話事業者の定める卸携帯電話サービス約款（以下「卸携帯電話約款」という）に従い提供されるものです。本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件が卸携帯電話約款の定めに従うものであり、卸携帯電話約款の定めにより、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

2. 契約者は、当社に対し、卸携帯電話約款の定めにより当社が携帯電話事業者に対して負う義務と同様の義務を負うことを承諾するものとします。

3. 本サービスは、別途当社の定めるサービス（以下、「被接続サービス」といいます。）に付随して提供し、本利用規約の他、被接続サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件も適用されるものとします。

第2章 本サービス

第5条（本サービス）

当社が提供する本サービスは、別紙2（サービスメニューの種類）のとおりです。

2 本サービスには、別紙3 料金表に規定する品目及び細目があります。

第6条（本サービスの通信モード）

本サービスには、次の通信モードがあります。

種類	内容
データモード	符号の伝送交換を利用目的とした通信をおこなうことができるもの
ボイスモード	音響の伝送交換を利用目的とした通信をおこなうことができるもの
64kb/s デジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s 以下で符号、音声その他の音響または映像の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字または記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの

2. ボイスモードによる通信は、次の区別があります。

区別	内容
ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信
100番通話（DSA通話）	手動接続通話（当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします）であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの
手動通話	手動接続通話であって、100番通話以外のもの

3. 100番通話は、料金表に規定する料金着信払通信を利用する場合に限り、行うことができます。

第7条（提供区間）

本サービスの提供区間は、携帯電話事業者の提供区間のとおりとします。本サービスは、接続されている端末機器が提供区間内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該提供区間内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2. 前項の場合、契約者は当社に対し、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第8条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、2ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。

2. 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第3章 契約

第9条（契約の単位）

本サービスは、一つのモバイル接続回線番号毎に本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます）を締結するものとします。

2. 契約者は、被接続サービスの契約と同一の法人であることとし、それぞれ1の契約につき1人に限ります。

第10条（契約申込および承諾等）

本サービスの利用の申し込みは、それぞれ、被接続サービス利用規約及びその他契約等にて、当社が別途定める方法により行うものとします。

2. 当社が行う申込に対する諾否は、各被接続サービス利用規約に定めるとおりとします。また、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供、または本サービスにかかる機器等の保守が技術上著しく困難なとき。

(2) 利用契約の申込みをした者が当社のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 提供事業者の承諾が得られないとき。

(4) 当社の定める利用規約（他のサービスも含む）に違反し、または違反するおそれのあるとき。

(5) 前各号の他、当社の業務遂行上支障があるとき。

3 利用の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第11条（番号ポータビリティ）

前条の申込にあたり、番号ポータビリティ（電話番号を変更することなく、携帯電話・PHS等のサービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします）の適用を希望する場合は、当社指定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第12条（最低利用期間）

本契約の最低利用期間は、おてがるプランにおいては、本サービスの提供を開始した日を含めた月の翌月を1ヶ月目とし、24ヶ月後の月末までとします。

2. 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除を行った場合には、当社が定める期日までに、最低利用期間違約金を一括で支払うものとします。

3. 被接続サービス利用規約に定められている最低利用期間が第1項に定める最低利用期間より長期となる場合は、その利用規約に従うものとします。

第13条（モバイル接続回線番号）

モバイル接続回線番号は、当社が定めることとします。

2. 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイル接続回線番号を変更することがあります。

3. 契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認

識するものをいいます。以下おなじとします。)又は間違い通信(現に使用しているモバイル接続回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、第1項の規定にかかわらず、モバイル接続回線番号の変更を請求することができます。

第14条(契約内容の変更)

本サービスの変更の申し込みその他本利用規約に定める各種請求・届出は、それぞれ、被接続サービス利用規約にて、当社が別途定める方法により行うものとします。なお、変更可能なメニュー、内容については、別途当社が指定するものとします。

2. 当社が行う変更申込に対する諾否は、第10条2項の定めを準用します。
3. 本サービスの変更により、モバイル接続回線番号が変更される場合があります。

第15条(契約者による解除)

契約者は、当社が別途定める手続きに従い、利用契約を解除することができるものとします。

2. 前項に定める解除手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、次のいずれかから選択するものとし、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、(1)を選択した場合においても、料金の日割り計算対応は行っておりません。

- (1) 解約手続きが完了したときを終了時点とする。
- (2) 解約手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
3. 契約者が番号ポータビリティによる電話番号の転出を申し出た場合は、当社は番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合の本サービスの提供終了時点は、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日となります。なお、番号ポータビリティの手続きに必要な番号は、発行から15日を経過したときは無効となります。

第16条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その利用契約を解除することがあります。

- (1) 第23条(利用停止)の規定によりサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 本サービスに係る被接続サービスの契約の解除があったとき。
 - (3) 本サービスに係る被接続サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、利用契約の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (4) 本SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後、本SIMカードを相当期間受領しないとき
 - (5) 利用契約の契約者とその被接続サービスを当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。
- 2 当社は、契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、サービスの利用停止をしないでそれぞれその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 付加機能

第17条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、別紙 3 料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

2. 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
3. 前2項の請求があったときは、当社は、第10条（契約申込および承諾等）の規定に準じて取り扱います。
4. 前3項に規定するほか、契約者が利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、利用できる付加機能があります。

第5章 SIMカード

第18条（SIMカード）

本サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、当社が契約者に1つの利用契約につき1つを貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2. 契約者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 契約者は、本SIMカードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
4. 契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるSIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。
5. 契約者は、SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、契約者が直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約者の責めに帰すべからざる事由によりSIMカードが故障した場合に限り、当社の負担においてSIMカードの修理若しくは交換（種別の異なるSIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします）をする義務を負います。
7. 契約者は、SIMカードに登録されているモバイル回線番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。
8. 契約者は、SIMカードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由によりSIMカードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別途規定する損害金を当社に支払うものとします。
9. 契約者は、SIMカードの利用料金を、本サービスの提供料金に含めて当社に対して支払うものとします。
10. 契約者が、貸与されたSIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、貸与されたSIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
11. 契約者は、本契約終了後、当社が定める期日までに本SIMカードを当社に返却するものとし、当該期日までに

返却がなかった場合および破損した場合、別途規定する損害金を当社に支払うものとします。

第19条（切替）

契約者は、当社が別途定める手続きに従い、SIMカードの切替（種別の異なるSIMカードへの切替とします。以下同じとします）の申込を行うことができるものとします。

2. SIMカードの切替に際して、契約者又はその代理人が切替後のSIMカードを受領しない場合、弊社は、契約者又はその代理人を受領しなかったことを確認した時点をもって、当該SIMカードの切替申込を取り消すことができるものとします。

第20条（モバイル回線番号の登録等）

当社は、次の場合には、回線交換サービスの提供を受ける契約者のSIMカードについてモバイル回線番号その他の情報の登録、変更または消去（以下「モバイル回線番号の登録等」といいます）を行います。

- （1）SIMカードを貸与するとき
- （2）その他SIMカードの貸与を受けている契約者からモバイル回線番号の登録等を要する請求があったとき
- （3）その他本規約の規定によりモバイル回線番号を変更する場合

第21条（SIMカードの発送・引渡し）

利用契約を承諾した場合には、当社は、SIMカードを利用契約で定める場所（以下「納品場所」といいます）へ配送するものとします。

2. 当社は、契約者が発注したSIMカードを納品場所に送付し、納品場所の契約者又はその代理人がこれを受領することによりSIMカードの引き渡しを行うものとします。

3. 当社が、SIMカードの引き渡しをしたときは、契約者又はその代理人は、直ちに検査を行うものとし、その結果に誤過納が発見された場合には、当社に通知するものとします。

4. 前項に定める通知がない場合は、引き渡しをもって検収が完了したものとみなします。

5. 契約者は、引渡し後に、SIMカードについて滅失、毀損、盗難、紛失、その他の事故等が発生したときは、その一切の責任を負担するものとします。

6. 本サービスの提供料金の課金起算日は、他に定めのない限り、SIMカードを引き渡した日とします。

第6章 利用中止等

第22条（利用中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- （1）第24条（通信利用の制限）または第25条（通信時間等の制限）により通信利用を制限するとき。
- （2）携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。
- （3）被接続サービス利用規約に定める提供中止条件に該当するとき

2. 当社は、本条に基づく利用の中止について、損害賠償または本サービスに関する料金の全部または一部の免除・返金はありません。

第23条（利用停止）

当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- （1）携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認に応じないとき。
- （2）第19条（切替）第2項に定める切替後のSIMカードを受領しなかったとき。
- （3）第24条（自営端末機器）の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
- （4）被接続サービス利用規約に定める利用停止条件に該当するとき。
- （5）第36条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
- （6）本サービスに自営端末機器を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- （7）本サービスに接続されている自営端末機器に異常がある場合等、本サービスその他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査をうけることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末機器の利用を取りやめなかったとき。
- （8）前7号のほか、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当するかぎり継続するものとし、当社は契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止解除の措置を行います。なお、停止解除には、数日要する場合があることを契約者は、承諾するものとします。

3. 当社は、前項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合、当社または第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することがあります。

第7章 通信

第24条（通信利用の制限）

当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者又は卸元事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

2. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストに基づき、当該Webサイト並びに当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。

3. 前2項の場合、契約者は当社に対し、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第25条（通信時間等の制限）

第24条（通信利用の制限）の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定

の地域の通信の利用を制限することがあります。

2. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超え、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超え、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
3. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
4. 契約者は当社に対し、本条に基づく通信時間等の制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 当社および携帯電話事業者又は卸元事業者は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第26条（通信時間の測定）

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次のとおりとします。

（1）通信時間は、発信者および着信者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、卸元事業者または携帯電話事業者、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。

（2）前号の定めにかかわらず、契約者回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第24条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第27条（情報量の測定）

本サービスに係る課金対象パケット（制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）の情報量の測定については、卸元事業者または携帯電話事業者、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。

第28条（通信速度等）

当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用するSIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第8章 料金等

第29条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供する本サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金、工事費、会員入会金および、会員月会費とし、別紙 3 または被接続サービス利用規約等に定めるところによります。

第30条（利用料金の支払義務）

契約者は、その利用契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した月の翌月（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、別紙 3 に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信役務に起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第31条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 3 に関する料金の支払いを要します。

ただし、そのサービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

第32条（工事費の支払義務）

契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 3 及び被接続サービス利用規約等に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する

費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 3 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法、割増金、延滞利息および支払い方法は、別紙 3 または被接続サービス利用規約等に定めるところによります。

第 3 4 条（他の電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、他の電気通信事業者（当社が別に定める電気通信事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により他の電気通信事業がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、他の電気通信事業の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき

(2) その契約者の申出について他の電気通信事業が承諾するとき

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

第 9 章 保守等

第 3 5 条（当社設備の維持）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 3 6 条（自営端末機器）

契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。

2. 契約者は、自営端末機器を、無線設備規則（昭和 25 年 11 月 30 日電波監理委員会規則第 18 号）並びに当社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持するものとし、自営端末機器等の本サービスを利用するため

に必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該設備での本サービスの利用をできないものとします。

3. 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 1 0 章 損害賠償

第37条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、提供事業者およびその協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（1）基本使用料、付加機能サービス料およびユニバーサルサービス料等の月額料

（2）通信料、国際電話通話料、番号案内料等（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出する）。なお、当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とする。

※国際アウトローミング利用料、最低利用期間型プランに係る解約金、手続きに関する料金、SIMカード損害金、事業者間精算に関する料金、及び当該時間未満の利用不能については、「本サービスにかかる料金」に該当しないものとします。

3. 本条の規定にかかわらず、提供事業者または卸元事業者が損害を賠償した場合には、その範囲において賠償します。

第38条（免責）

電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

2. 当社は、本規約、本サービスの技術的条件等の変更により自営端末機器の改造または変更（以下「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第39条（免責事項等）

第37条（責任の制限）の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接、或いは間接の損害について、第37条（責任の制限）の責任以外は、法律上の責任並びに明示、又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、利用契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、又は重大な過失があった場合、本条は適用しません。

2. 本サービスと接続する契約者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウイルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。

3. 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

4. 当社は、本サービスの利用に起因する契約者或いは第三者の損害（情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害を含むが、それに限定されない。）について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

5. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第 1 1 章 雑則

第 4 0 条（発信者番号通知）

当社は、移動無線装置からの通信については、その発信に係るモバイル接続回線番号を着信先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）

(3) その他提供事業者が別に定める通信

2. 前項の規定により、そのモバイル接続回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先の回線等が付加機能として発信電話番号通知要請機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3. 当社は、前 2 項にかかわらず、電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者のモバイル接続回線番号等を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4. 当社は、前 3 項の規定により、モバイル接続回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

5. 契約者は、本条の規定等により通知を受けたモバイル接続回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第 4 1 条（位置情報の送付）

携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送付に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送付することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

2. 前項の規定によるほか、緊急通報においてモバイル接続回線番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします）を、携帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送付することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。

3. 当社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第42条（禁止行為）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

（1）故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます）を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。

（2）第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為。

（3）本サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為。

（4）本サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為。

（5）インターネット接続制限機能を使用しない状態で未成年に本サービスを利用させる行為

第43条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。

2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

（1）端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。

（2）故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（3）端末機器に登録されているモバイル回線番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

第44条（国際アウトローミングの利用等）

契約者は、本サービスにおいて、国際アウトローミングを利用することができます。

2. 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したとき（契約者以外の者が契約者回線を利用したときを含みます）は、提供契約に定める国際アウトローミング利用料の支払を要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者または卸元事業者もしくは携帯電話事業者、当社の機器により測定します。

3. 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できないとき、または電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができない場合があります。

5. 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

6. 当社は、契約者が支払うべき国際アウトローミングに係る料金の1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます）について、限度額（以下この条において「利用停止目安額」といいます）を設定します。

7. 当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。

8. 当社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたときを当社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。

9. 契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払を要します。

10. 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害額については、第37条（損害賠償）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

第45条（契約者等の氏名の通知等）

契約者は、番号ポータビリティに係る電気通信事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及びモバイル接続回線番号および生年月日等を当社が通知する必要があることについて、同意するものとします。

第46条（時報サービスおよび天気予報サービス）

当社は、次により時報サービスおよび天気予報サービスをボイスモードにて提供します。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

2. 前項のサービスは、1つの通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3. 第1項に定めるサービスの利用にかかる通信の料金については、料金表に定める加入電話等契約への通信を行った場合の音声通信料を適用します。

第47条（電報サービスの利用）

契約者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2. 契約者は前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用にかかる料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権を当社が譲受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。この場合契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3. 前項の規定により当社が譲り受けた債権については、第8章料金等の規定に準じて取り扱います。

4. 契約者は、契約者以外の者がその契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払を要するものとし、その利用により生じた債権については前3項の規定に準じて取り扱います。

第48条（相互接続番号案内）

契約者は、本サービスから東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内を利用することができます。

2. 前項に定める電話番号案内の利用にかかる料金は、料金表に定める番号案内料および通信料の支払を要します。

附則

この利用規約は、平成28年9月1日から実施します。

別紙 1

■ モバイル接続サービス利用規約用語定義

用語	用語の意味
携帯電話事業者	本サービスに関して、その基となる電気通信役務を提供する電気通信事業者をいう。現在の携帯電話事業者は、株式会社 NTT ドコモである。
卸元事業者	当社と本サービスに関する卸携帯電話サービス提供契約を締結している電気通信事業者をいう。
本 SIM カード	個別サービス契約に基づき貸与される、本サービスの提供に必要な、モバイル回線番号その他の情報を記憶することのできるカードをいう。
付加機能サービス	別表 1 に定める付加機能サービスをいう。
契約者回線	本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいう。
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末機器をいう。
自営端末機器	契約者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器をいう。
協定事業者	当社、卸元事業者が相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいう。
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結し、国際電話サービス等を提供する事業者をいう。

別紙 2 (サービスメニューの種類)

本サービスで提供されるメニューの種類は次のとおりとなります。

名称	内容
データ通信 SIM カード	データモード専用の SIM カードです。本 SIM カードではショートメッセージ通信モードおよびボイスモードでの利用はできません。
SMS 機能付き SIM カード	データモードおよびショートメッセージ通信モードに対応した SIM カードです。本 SIM カードではボイスモードでの利用はできません。
音声通話機能付き SIM カード	データモードおよびショートメッセージ通信モード、ボイスモードに対応した SIM カードです。

契約者が利用できるサービスメニューは被接続サービスの利用規約で指定するものとします。

別紙3（料金表）

「お宮町モバイルシリーズ サービスの提供条件等重要事項説明書」⑩ 通信料金に定めるものとする。

別表1 付加機能サービス

種 類	提供条件
<p>1 通信中着信機能（キャッチホン）</p> <p>通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作により、現に通信中の通信（通話モードによるものに限る。以下この欄において同じとする）を保留し、次の通信を行うことができるようにする機能をいう。</p> <p>(1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>(2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p>	
<p>2 自動着信転送機能（転送でんわ）</p> <p>その契約者回線に着信する通信（通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによるものに限る。以下この欄において同じとする）を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能をいう。</p>	<p>(1) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下「転送先」という）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定する。</p> <p>(2) この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払いを要するものとする。</p> <p>(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあることを契約者はあらかじめ承諾するものとする。</p> <p>(4) この機能に係る転送先の利用者のために契約者から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止できるものとする。</p> <p>(5) この機能により一定時間内にその契約者回線から転送される通信の回数は、携帯電話事業者が定める数以内とする。</p> <p>(6) この機能を利用している契約者回線への通信又はこの機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱う。</p>
<p>3 留守番電話及び不在案内機能</p> <p>その契約者回線に着信した通信（通話モードによ</p>	<p>(1) 蓄積したメッセージは、携帯電話事業者が別に定める時間が経過した後、消去されるものとする。</p>

る通信又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限る）に限る）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信（通話モードによるものに限る）に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいう。

- (2) この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあり、この場合、消去されたメッセージの復元はできないことを契約者はあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、本サービスの契約者回線又は携帯電話事業者が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信（携帯電話事業者が別に定める場合を除く）に限り、行うことができる。
- (4) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている本SIMカードを装着した移動無線装置に係る在圏地域（在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域）が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができないものとする。
- (5) メッセージの再生等携帯電話事業者が別に定める機能の利用のために行った通信（携帯電話事業者が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含む）に係る料金は、この機能を利用している利用者のために契約者が支払うものとする。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この契約に定めるところによる。
- (6) メッセージの再生等携帯電話事業者が別に定める機能の利用のために、その機能の提供を受けている本サービスの契約者回線から行った通信の料金は、その通信を携帯電話事業者が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用する。
- (7) この機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を当社が確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱う。
- (8) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、携帯電話事業者が別に定めるところによる。

<p>4 迷惑電話おこわり機能（迷惑電話ストップサービス）</p> <p>携帯電話事業者又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等（携帯電話事業者が別に定めるものに限る）のモバイル回線番号等を登録することにより、登録されたモバイル回線番号等からの以後の着信（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによるものに限る。以下この欄において同じとする）に対しておこわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能をいう。</p>	<p>(1) 契約者が登録できるモバイル回線番号等の数は、携帯電話事業者が別に定める数以内とする。</p> <p>(2) (1)に規定する数を超えて登録しようとするときは、登録されているモバイル回線番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録されるものとする。</p> <p>(3) 当社は、現に登録されているモバイル回線番号等からの着信に対しておこわりする旨を案内する場合、着信した時刻から携帯電話事業者が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切るものとする。</p> <p>(4) (3)に規定する通信に関する料金は、契約者が、支払うものとする。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されているモバイル回線番号等を消去することができる。</p> <p>(6) 当社は、現に登録されているモバイル回線番号等からの着信に対しておこわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負わない。</p> <p>(7) モバイル回線番号等の登録方法その他の提供条件については、携帯電話事業者が別に定めるところによる。</p>
<p>5 国際ローミング機能</p> <p>SIM カードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その契約者回線に着信（通話モード、64kb/s デジタル通信モード、又はショートメッセージ通信モードによるものに限る）があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいう。</p>	<p>(1) 国際アウトローミングに係る電気通信回線への転送は、当社が提供する国際電話サービスを利用して行う。</p> <p>(2) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している本サービスの契約者回線への通信（当社がその直前に確認できた日本国内の地域に在圏するものとみなして取り扱う）と、その契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱う。</p>

以上